

# かわちのタイムス

2024.2.1発行 No. 67

社会保険労務士法人  
かわちの社労士事務所

社会保険労務士 喜多裕明・喜多友里

〒577-0012 東大阪市長田東 2-1-31-301

T)06-6785-7133 F)06-6785-7133

E-mail: info@kawachino.org

URL: https://kawachino.org

## かわちの労災保険センター 第2回総会に9名出席



2025年4月に労働保険事務組合設立をめ  
ざす「一般社団法人かわちの労災保険セン  
ター」の第2回総会が昨年12月15日に開  
催されました。

代表理事の岩城穰弁護士による「民法改  
正」の講義で学んだ後、総会議案を討議。  
事務組合設立のための2つのハードルのう  
ち「30名以上の会員」を確保し、残るは  
「2年間の活動実績」です。活動報告・活  
動計画・役員を承認して総会は終了。

総会後は近くの居酒屋で懇親会（忘年  
会）を開き、交流を深めました。

今年も会員同士の交流・親睦をはかる行  
事、経営に役立つ研修などを企画します。

昨年未までに35名が入会

# 働き方改革」問答 ⑥ 同一労働同一賃金 「不合理な待遇差」でないこと

**社長** パート従業員にも

「有給休暇」をあげること  
にした。あとは何が問題かな？

**社労士** 「ゆうきゆう」の課  
題にならなくてよかった…。

次は「同一労働同一賃金」に  
取り組むべきかと。

**社長** それやがな。正社員

とパートではおのずと「差」  
があるはずやろ？

**社労士** 「差」があるとして  
も「不合理な待遇差」でない  
ことが肝心です。

**社長** 「不合理」かどうか

の見分け方はどうするのや？  
**社労士** 例えば「手当」につ  
いて①正社員にあつてパート  
労働者にならないものは何か②そ  
れはどんな理由によるか③そ  
の理由は不合理でないといえ  
るか、と考えていきます。

**社長** わしの頭の中では、  
はつきりしているけどな。

**社労士** それは何かとパート  
従業員に聞かれたら答える

「説明責任」があります。

**社長** 近頃は「説明責任」  
を果たさない連中が多すぎ  
る。パー券で裏金とかな。

★正社員にあつて、契約社員・パート労働者  
にない「手当」をどう考える？（運送業の例）

不合理でない	不合理だ
住宅手当 (理由は正社員に は転勤があるので)	無事故手当・作業 手当・皆勤手当・給 食手当・通勤手当

**社労士** 社長さんの努力が  
「パー」になりませんように。



## 2024年のテーマ

二頭龍(ニカウ)で 町の社長さんと  
働く人々を応援します。



## だから映画はおもしろい vol.56

### ビヨンド・ユートピア 脱北

(2023年、アメリカ)

- 「脱北」についてどんな知識があったとしても、これほど見事に映像化された映画を観ると「百聞は一見に如かず」としか言えません。本作は再現映像を使わず、脱北の一部始終を記録した驚きのドキュメンタリー映画です。アメリカ人女性のマドレーヌ・ギャヴィンが監督・編集しました。
- 千人以上の脱北者を支援してきた韓国在住のキム牧師に、北朝鮮から川を越えて中国へ渡り山間部をさまよっているロー家から救いの電話が入った。幼児2人と80代の老婆を含む5人家族を一度に脱北させることはとてつもない危険と困難を伴う。キム牧師の指揮の下、各地に潜伏する50人ものブローカーが連携し、中国～ベトナム～ラオス～タイ経由で韓国に亡命する脱出作戦が敢行される。
- 緊迫するシーンとともに、第二次大戦後の北朝鮮の歴史、金日成からつづく国家権力による国民の支配・統制・教化(洗脳)がマスゲームや貧しい暮らしぶり、強制収容所などの映像を通じて明らかにされます。北朝鮮国民の誰もが「金主席は偉大な指導者」「祖国は楽園(ユートピア)、他国は悲惨」「アメリカ人は最も邪悪」と信じ込まされていることがわかります。
- キム牧師の支援で助かった家族が「あなたはアメリカ人なのに、なぜ映画を作ってくれたのですか」と監督に問いかけ、「もっと早く脱北すれば、人生を無駄にせずにすんだのに」と言う言葉が胸を突きます。
- 北朝鮮のミサイル発射ばかりに注目しがちですが、世界でも最大級の人権侵害の存在を鋭く告発し、考えさせられた映画です。

## 年金よろず相談

### 別巻②

## 精神疾患で困っている あなたの力になりたい

昨年は多くの障害年金の相談があり、そのうち精神疾患で申請した5件は、いずれも「2級」を受けることができませんでした。相談の経路は、「ホームペー

紹介」「お客様からの紹介」「障害年金を受けることができた人の紹介」と様々です。障害年金を受けるには3つの条件があります。①病気で初めて病院に行った日に年金に加入していること②それま

で保険料が納付されていること③病気・けがによる障害の程度が基準以上であること。ただし、生まれつきの病気(知的障害など)の場合は②の保険料は関係ありません。障害状態にあたるかどうかは「医師の診断書」が決め手になります。社会保険労務士の役割は、①相談者や家族の方などの話をよく聞く②医師の診断書作成の材料を提供する③場合によっては他の病院の受診を勧めます。以前は申請を急ぐあまり、まず医師に「初診証明書」「診断書」の作成を依頼し、その後に申請書類を作成していました。今は「病歴・就労状況の申立書及び別紙」を作成した上で、医師に診断書作成の参考にしてもらうように依頼しています。身近にお困りの方がおられましたら、お気軽にご相談ください。

▼前期高齢者になる今月、介護事業所の実務について話す機会があり、介護保険の歴史を勉強中。「保険あって介護なし」の現状を改めて実感しています。

▼ジャニーズ、タカラヅカ、パー券事件に共通するのは「わかっていても報道しないマスコミ」。国民の方を向いた報道を望みます。

### 編集後記